

平成 22 年 4 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

従業員の入社時に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書をお願いします。

給与等の支払いを受ける人は、毎年最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者（2か所以上から給与等の支払いを受けている人は主たる給与等の支払者）に提出しなければならないことになっています。

この申告書は、扶養親族や控除対象配偶者などがいない人でも提出しなければならないこととされており、この申告書の提出のない人が支払いを受ける給与等については、源泉徴収税額表の「乙」欄（この申告書を提出した場合よりも高い税率となっています。）が適用されることとなりますので、これをもらうようにしてください。特に年内に中途入社・中途退職されたかたのものが多いためです。気をつけましょう。

平成 21 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。



所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの生年月日 平成 47 年 1 月 1 日	配偶者の有無 無
税務署長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの世帯主の氏名 本人	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	平成21年中の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成21年中に異動があった場合に記載してください。)	
主たる給与から控除を受ける A 控除対象配偶者	山川 明子	妻	平成 50 年 10 月 5 日		東京都練馬区栄町23-7	300,000 円		
	1 ク 一郎 子	同居老親等・その他	平成 16 年 5 月 17 日	なし	ク	0		
	2 ク 二郎 子	同居老親等・その他	平成 21 年 7 月 5 日	なし	ク	0	平成 21.7.5 出生	
	3	同居老親等・その他						
	4	同居老親等・その他						
C 障害者等	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生等の事実 (該当する欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)			左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載に」 についてのご注意) の印をお読みください。		異動月日及び事由 (平成21年中に異動があった場合に記載してください。)		
	1 障害者	本人	配偶者	扶養親族	2 寡婦	3 特別の寡婦	4 寡夫	5 勤労学生
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者の氏名 あなたとの続柄	住所又は居所
E 主たる給与から控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	主たる給与の支払者の名称(氏名) 所在地(住所)			